

令和4年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和4年5月10日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 8名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松田 勝  | 2 番 | 増井 敬史 |
| 3 番 | 三浦 博  | 4 番 | 山岡 敏  |
| 5 番 | 福井 保夫 | 6 番 | 欠 員   |
| 7 番 | 浅野 勉  | 8 番 | 森田 瞳  |
| 9 番 | 大星 成司 |     |       |

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|             |       |             |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長         | 西本 安博 | 副 町 長       | 堀口 善友 |
| 教 育 長       | 辰己 秀雄 |             |       |
| 総 務 部 長     | 富井 文枝 | 住 民 生 活 部 長 | 吉田 一弘 |
| 事 業 部 長     | 吉村 良昭 | 教 育 次 長     | 辻井 弘至 |
| 総 合 政 策 課 長 | 富士 青美 | 税 務 課 長     | 勝井 顯  |
| 住 民 課 長     | 増田 篤人 |             |       |

5 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |           |        |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 溝本 貴宏 | 事 務 局 主 事 | 島田 ちひろ |
|-------------|-------|-----------|--------|

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第5号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 常任委員会委員の選任について
- 第12 議会運営委員会委員の選任について
- 第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程

- 第1 議長辞職について
- 第2 議長の選挙
- 第3 副議長辞職について
- 第4 副議長の選挙

-----

開 会

午前10時00分

-----

議長（福井保夫） おはようございます。

（「おはようございます。」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 只今から令和4年第1回安堵町議会臨時会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達しています。会議は成立しましたので本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様、おはようございます。ちょっと喋りにくいので取らせてもらいます。

安堵町役場庁舎玄関前のテイカカズラが見頃を迎えているところでございます。

そのような折、令和4年第1回安堵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、専決処分の報告案件が2件、人事案件が1件、条例の一部改正が4件の合計7件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概要を述べさせていただきます。

まず、報告第1号でございます。「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」でございます。地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が公布されたことに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例措置等、所要の改正を行い、令和4年4月1日に施行するため当該条例の一部改正条例を専決処分いたしましたので報告するものでございます。

次に、報告第2号でございます。「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」でございます。本件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、4月1日に施行するため当該条例の一部改正を専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号「安堵町監査委員の選任について」でございます。議会選出の山岡敏委員から令和4年5月9日をもって辞職する願いが提出され、これを承認いたしました。それにより議会選出の後任の監査委員について、地方自治法第196条の規定に基づき選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。令和3年度人事院勧告を鑑みて一般職の国家公務員に係る期末手当を引き下げするため、令和4年4月13日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されました。これに伴い本町一般職の職員についても国に準じるため、改めるものでございます。

次に、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。そして並びに議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。特別職の国家公務員に係る期末手当につきましても、令和3年度人事院勧告を受け引き下げするため、特別職の職員の支給する給与に関する法律の一部を改正する法律が4月13日に施行されました。本町における町長、副町長及び教育長の期末手当について国に準じるため、所要の改正を行うものでございます。議案第3号及び第4号については、同時に報告をさせていただきます。

次に、議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。本件に関しましても昨年度の人事院勧告を鑑みて、国会議員に係る期末手当を引き下げするため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律が4月13日に施行されました。本町議会議員の期末手当について国に準じるため、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、7番 浅野勉議員、9番 大星成司議員を指名します。よろしくお願いします。

---

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日のみ、1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって本臨時議会の会期は本日のみ、1日間とすることに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第3「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 行政報告を行わせていただきます。安堵町における新型コロナウイルス感染者の状況とワクチン接種状況について御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染者数は、令和4年5月10日、本日現在延べ349名となっております。ワクチン接種は5月10日、本日現在でございますが、5,033人、対象者全体の76.0%の方が、3回目の接種が終わっております。また5歳から11歳の小児に対するワクチン接種につきましては、本日現在安堵町では1回目の接種者は80名、2回目接種者は79名で、26.5%の方が2回接種されています。小児対象のワクチン接種は、国全体の接種済み者はおおよそ9.2%ですので、本町ではそのおおよそ3倍の方が接種されたこととなります。

ちなみに新型コロナウイルス接種の集団接種は2月6日、日曜日より3回目の集団接種を福祉保健センターにおいて行っておりましたが、4月24日、日曜日で終了いたしております。今後ワクチン接種を希望される方は医療機関等での個別接種の対応になっております。

また4回目の新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方が接種対象となります。6月の初旬に60歳以上の対象者宛に4回目の接種の案内を順次発送できるよう、只今準備をしているところでございます。7月初旬または中旬頃に福祉保健センターで集団接種を開始する、只今のところ予定でございます。

また町内の施設入所者に対する接種も、併せて只今検討しているところでございます。  
以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 町長よりの行政報告に加えまして、教育委員会関係に関わる事案について1点、御報告をさせていただきます。

第59回生駒郡郡民体育大会が、五月晴れの中5月8日、日曜日に開催され、安堵町においては、バドミントン・卓球・軟式野球を会場として行われました。

特に、ハンドボール・ゲートボール・バレーボール一般の部 女子そして軟式野球においては、郡1位の成績を得ていただきました。総合の成績といたしましては、惜しくも2位に2点差、3位に1点差ではございましたが、4位という結果でございました。

参加選手と、運営にあたってくださいました町・郡のスポーツ協会の関係の皆様には感謝申し上げます。御報告とさせていただきます。

以上です。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第4 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） おはようございます。税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことに伴いまして、令和4年度以降の賦課及び手続き等に影響を及ぼしますので、専決処分とさせていただいたところでございます。

主な改正内容でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずる法律改正にあわせる所要の改正でございます。

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の、わがまち特例の割合を定める規定の追加等でございます。

省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う所要の改正でございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。議案書4枚目の裏面、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第48条第9項及び第15項の改正は、法律改正に合わせるための項ずれによる改正でございます。

次の、2ページにかけての第73条の2の改正は、法382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができるとする法律改正に伴う改正でございます。

第73条の3の改正は、法382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴う改正でございます。

次の、3ページにかけての附則第10条の2の改正は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の、わがまち特例の割合を定める規定の追加等でございます。

次の、4ページにかけての附則第10条の3の改正は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

次の、5ページにかけての附則第12条の改正は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずる法律改正に伴う改正でございます。

なお、本条例の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和4年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

議長（福井保夫） 日程第5 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。よろしくお願いいたします。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」、説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことにより、安堵町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

令和4年度国民健康保険税の賦課に係るものでございますので、令和4年4月1日に施行する必要があります。議会の議決すべき事件として特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無かったことにより、令和4年3月31日をもって専決処分とさせていただきました。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の見直しにより、被保険者間の国民健康保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の軽減を図るための改正及び一部規定で文言修正を行うものでございます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第2項でございますが、基礎課税分の課税限度額を「63万円」から「65万円」に2万円引き上げ、さらに第3項 後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を「19万円」から「20万円」に1万円引き上げるものでございます。

第22条第1項、本文につきましては、減額して得た額が課税限度額を超えないようにするためのもので、第2条の改正と同様に基礎課税分の課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を「19万円」から「20万円」に改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改めるものでございます。文言修正でございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和4年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって報告第2号は原案のとおり承認されました。

---

議長（福井保夫） 只今、10時22分です。

暫時、休憩します。

-----  
休 憩（午前10時22分）

再 開（午前10時35分）  
-----

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程、私が議長の辞職願を副議長に提出しました。

議長辞職に伴う審議を進めていきますので、ここで松田副議長と交代します。

よろしくお願いします。

（副議長と交代）

副議長（松田 勝） それでは会議を進めてまいります。

議長、福井保夫議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

副議長（松田 勝） 追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福井議員の退場を求めます。

5番（福井保夫） はい。

（福井議員 退場）

副議長（松田 勝） それでは、事務局長より辞職願を朗読していただきます。

お願いいたします。

議会事務局長（溝本貴宏） はい。それでは朗読させていただきます。

令和4年5月10日

安堵町議会 副議長 殿

安堵町議会 議長 福井 保夫

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（松田 勝） はい。

お諮りいたします。

福井議員の議長の辞職を許可することに、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって、福井議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

福井議員には入場されるようお願いいたします。

（職員が、福井議員を議場へ案内する）

（福井議員 着席）

副議長（松田 勝） 福井議員にお知らせいたします。

只今の議題、「議長辞職について」は、許可されました。

退任の挨拶をお受けいたします。よろしくお願いをいたします。

5 番（福井保夫） はい。

（福井議員 登壇）

5 番（福井保夫） 只今、辞職しました。2年間本当にありがとうございます。

一番にまず、松田副議長に2年間サポートいただき本当にありがとうございます。今日は誕生日ということで。

また、富士課長、島田さんには朝一番にお茶を入れていただき1日のスタートを切っていました。本当にありがとうございます。

7月には新しい議員さんも入ってきます。次の選挙以降に繋がるような、議会のレベルアップを全員で目指していけたらなと思います。近隣の議会を見ていまして、変に新しい人が入ってごちゃごちゃとしとる所もあるし、ベテランとうまく噛み合っている議会もあります。やはりそういう良い所を目指し、我々全員で頑張っていかな、という気がします。

私、就任しまして、まほろばの環境衛生組合、スタートした時に職員の問題でいろいろありましたが、今、スムーズにいっていると思います。次の議長さんにおかれましては、またそういうところの取りまとめもお願いし、辞職の挨拶とさせていただきます。

また一般質問始めますので、部長さん方よろしくお願いします。

以上です。

（拍手）

副議長（松田 勝） 御苦労様でございました。私の誕生日を覚えていただきましてありがとうございます。

只今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選

挙を行うことに決定いたしました。

---

副議長（松田 勝） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法について、副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、議長に森田瞳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、副議長が指名しました森田瞳議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました森田瞳議員が、議長に当選をされました。

森田議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席からの当選の告知をいたします。

森田議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい、副議長。

副議長（松田 勝） はい。森田議長。

(森田議員 登壇)

議長（森田 瞳） 失礼いたします。只今、光栄に余る議長の大役を皆様方、議員全員の御推挙によりまして、満場一致で推選いただいたことに大変感動しております。

この重責を担うというのは、やはりこの安堵町、そしてまた住民の方々の幸せを願うという思いの一つで、私自身も議員の一員としてしっかりと議会の中で活動をさせていただきました。記憶に新しいところでございますけれども、この安堵町に何とかして可燃物のごみの袋を新しく制定していこう、そしてまた販売をしていこうということで、いろいろ議会、私共全員が一丸となって担当部局そしてまた町の執行部といろいろと、住民のためにどうしたらいいかということを中心に、原点に返って話し合いをさせていただき、見事この4月から実施をしていただいたところでございます。ここに当時の、今現在住民課長もいらしていただいておりますけれども、非常に骨を折っていただき、私達、議会側からの要請・要望もしっかりと受け止めていただいてですね、最終的には町長の判断、相成った訳でございますけれども、そうしたことで、一つの例として、議会が一丸となって推し進めて来れたということも良かったなというようなことで、今現在、我々議会の一員として大変喜ばしいことだったなという思いもいたしております。

なお、本年はですね、我が安堵町は町長選挙、この7月に控える訳でございますけれども、私、一般質問の中で今の、現町長、推挙させていただいた次第でございます。しっかりと安堵町の前を向き、そして将来を担う子供達のために頑張ってください。とりわけ安堵町の本当に今、懸案でございます、遊水地の早期の実現、この実現に向けて、上部をどういうように、安堵町にメリットのあるように、それを考えていくかということも、議会が発信いたしまして、松田委員長の下にしっかりとそのような内容のことを検討していただいております。この辺のことも行政とうまく絡み合いながらこの、国また県の方へも要望を持っていただけて、そうしたことを通じていただきながら、一步一步前進をしていただくということ、これ町長のスローガンにもございました。

また、この南北線の、やはり東安堵の踏切の拡幅、それに伴いまして富雄川への、要するに道路の新設、これは県道でございますけれども、この辺のこともしっかりと今、西本町長の下でやっていただきたい。また、やっていくというような決意も表明された以上、我々も議会一同となってですね、何とか協力させていただきたいなと思うものでございます。

こうした中で、いろいろと数がございますけれども、将来を担う安堵町の子供達が安堵町で、しっかりと健やかに育っていただいて、また、今後この安堵町をしっかりと支えていただくという時までですね、我々が今の責任として頑張っていかなければならないというような思いもいたしております。

今以上に私自身、今期残された議員任期もあと1年でございますけれども、最後のこの議長の職責を全うするには、また議員各位の御協力も得なければならぬし、また町当局のいろいろと御指導も仰がないかん、というようなこともしっかりと自負しております。

今後とも、この1年間しっかりと努めて、議長職に務めてまいりたいと思います。

なお、今、控室の方で三浦議員の方が、森田議員、しっかりと議長職務めて欲しい。というお言葉を頂戴して私、本当に感動いたしております。しっかりと安堵町を見定めて、我々議員の活動として遂行していかなければならないな、というような気持ちも今、思いも募っております。そういうことで、しっかり三浦議員の、今日この場の、森田新議長のお話を聞くことができないけども、今日ここで、体力もちょっとしんどいので失礼したいという思いで先程、失礼されました。共々私達この議員、また後で決められていきます副議長の選任、このことにつきましても、一緒共々、新しい副議長共々ですね、頑張っていきたいなという覚悟でございます。

今後とも、この1年間よろしく御指導御鞭撻願いますことをお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

(拍手)

副議長（松田 勝） はい。続きまして、議長章を授与いたします。

それでは、前の方でお願いします。

(議長章の授与)

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

(拍手)

副議長（松田 勝） 只今、議長が決まりましたので、私の方は議長と交代させていただきます。

議長、よろしくお願いします。

---

議長（森田 瞳） それでは、副議長と交代し議事を進めます。只今、副議長、松田勝議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに

議題とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。  
地方自治法第117条の規定により、松田議員の退場を求めます。

（松田議員 退場）

議長（森田 瞳） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（溝本貴宏） はい。それでは朗読させていただきます。

令和4年5月10日

安堵町議会 議長 殿

安堵町議会 副議長 松田 勝

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。お諮りします。

松田議員の副議長の辞職を許可することに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって松田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

松田議員に入場されるよう求めます。

（職員が、松田議員を議場へ案内する）

（松田議員、着席）

議長（森田 瞳） 松田議員にお知らせいたします。

只今の議題、「副議長辞職について」は、許可されました。

退任の挨拶をお受けいたします。

1 番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田 勝） 退任にあたりまして一言、御挨拶を述べさせていただきたい、というふうに思います。

議員の皆様、また理事者の皆様方にはですね、この2年間、非常にいろいろな協力をいただきまして大任を果たすことができました。ありがとうございました。

また、福井議長には、今現在は議長降りられましたけれども、私と共に働いてきた福井議長にはですね、いろんな勉強をさせていただき機会を設けていただき感謝をいたしております。どうもありがとうございました。

私、在任の2年間ですけれども、コロナに始まってコロナに終わると。まだ終息はしておりませんが、ちょうどそのような時に副議長をやらせていただいて、本当であれば会議とか、またいろんな交流というのをですね、もっともっと推し進めていくというようなところだったんですけれども、それができなかったことが非常に残念に思うところでありますけれども、今後はですね、コロナが終息した暁には、もっともっと交流を広めていきたいというふうに思っております。

また今度ですね、私、一議員としていろんな活動、いろんなことをまたまたやっていきたいというふうに思っておりますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いをいたしましてですね、簡単ではございますが退任の挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（拍手）

議長（森田 瞳） 只今、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に浅野勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長が指名いたしました浅野勉議員を副議長の当選人と定めることに、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました浅野勉議員が副議長に当選されました。

浅野議員が議場におられます。安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

浅野議員より、副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお受けいたします。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7 番（浅野 勉） 本日、臨時議会におきまして、議長推選及び議員の皆様方の御推挙により、副議長に就任させていただきました浅野でございます。

議員活動は3期目、12年目の年を迎えております。副議長としては2度目になります。今後は今までの先輩方の、議長・副議長のやってこられたことを学びながら、安堵町の議会人の一人としてこの要職に対する職責の重大さを深く受け止めるとともに、関係法規や会議原則に基づき公正と信義に則り職務の遂行にあたる決意をいたしました。

先程、森田議長の方から今後の安堵町について、どういうふうにも行政と進めていくかというお話がございました。私も、森田議長を支えながらこの目的を達成していこうと、今また新たに考えております。

今後とも、皆様方のお力添えをいただきますように、よろしくお願い申し上げ副議長就任の挨拶とさせていただきます。

お願いいたします。

（拍手）

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

---

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番 福井議員の退場を求めます。

（福井議員 退場）

議長（森田 瞳） 本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。改めて、おはようございます。御挨拶申し上げます。

それでは、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由の御説明をさせていただきます。

安堵町議会議員のうちから選出されて監査委員を務めていただいております山岡敏委員が令和4年4月21日に、同年5月9日をもって監査委員を辞職したい旨の願いを安堵町長宛に提出され、承認されました。

議会から推薦していただいております福井議員をその後任の監査委員に選任することについて、地方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

記。住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 福井 保夫 ■■■■■■■■■■生 (■■歳)

なお、任期は山岡委員の残任期間で令和5年4月29日までとなります。

御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 本案について、提案理由の説明を求めました。

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決いたします。

これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

福井議員に入場されるよう求めます。

(職員が、福井議員を議場へ案内する)

(福井議員 着席)

議長(森田 瞳) 福井議員にお知らせいたします。

議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、可決され、福井議員が議会代表の監査委員に決まりました。

福井議員より監査委員選任同意の挨拶をお受けいたします。

5番(福井保夫) はい。

議長(森田 瞳) はい。福井議員。

(福井議員 登壇)

5番(福井保夫) 何度もすみません。3年前に監査委員、1年間やらせていただきました。スタートは手探りの状態でいろいろやりました。当時は財政健全化の問題ということもあり、清掃業務についての見直し、また入札等についていろいろチェックしました。現在は外部からごちゃごちゃと、いろんなあれが来てますが、場合によっては理事者側と正味で間に入りガチンコの話し合いということも必要じゃないかなという気がします。あまり行政側も逃げないで、正味の話し合いも本当、そんな気もしてきます。

2回目ということで、だいぶ要領もわかっていますので、財政健全化も本当に進んでるのかなという気がします。もうちょっと細かい部分にチェックしながら1年間頑張りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

---

議長(森田 瞳) 日程第7 議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年度人事院勧告を鑑みて、一般職の国家公務員に支給する期末手当の引き下げに係る規定を整備するため、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月に公布施行されました。

本町におきましても国に準じた運用をするため、一般職の職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第15条に定める期末手当の支給割合ですが、第2項では、再任用職員以外の職員は「100分の127.5」から「100分の120」に、第3項では、再任用職員で「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めます。

加えて、本一部改正条例の附則を見ていただきたいと思います。

令和4年6月の期末手当については、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員は127.5分の15を再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額を減じる特例措置を定めております。

施行日は公布の日です。

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文は先程、御説明したものと重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第10 議案第5号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第3号から第5号までを一括して提案理由の御説明をさせていただきます。

はじめに、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、本件は令和3年度人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法

律が一部改正されたことを受け、特別職の職員に支給する期末手当につきましても同様に引き下げることにし、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、令和4年4月に施行されました。

本町におきましても国に準じることとして、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について、所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

本条例第6条において、一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項を引用しています。その、引用して読替えている一般職の給与に関する条例に定める、再任用以外の職員に対する期末手当の支給割合と、読替え後の町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の120」と「100分の162.5」に改めます。

加えて、今回の一部改正条例附則におきまして、本年6月の期末手当については、一般職の職員に対する特例措置と同じく、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減額する旨を定めます。

なお、当該附則における特例措置は、先に御可決いただきました議案第2号の一般職の給与に関する条例の一部改正条例の附則第2項に規定する、再任用職員以外の職員に係る割合を読替えて適用することとします。

施行日は公布の日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文につきましては先程、御説明したことで重複しますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、本件につきましても議案第3号と同様の趣旨によるものです。

新旧対照表を御覧ください。

本条例第2条第3項において引用している、一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中の支給割合と、読替え後の教育長に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の120」と「100分の162.5」に改めます。

加えて、議案第3号と同じく、本年6月の期末手当について、昨年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減額する旨を附則で規定いたします。

施行日は公布の日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文は、今、御説明したものと重複いたしますので割愛させていただきます。

そして、議案第5号の提案理由を御説明させていただきます。

「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、本件は令和3年度人事院勧告を鑑みて、国会議員に係る期末手当を引き下げることとし、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律が一部改正され、本年4月に施行されました。本町常勤の特別職と同様に国に準拠するため、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

議員の期末手当につきまして、第7条第2項において一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項が引用されています。その、引用して読替えている一般職の給与条例に定める、再任用以外の職員に係る期末手当の支給割合と、読替え後の議会議員に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ「100分の120」と「100分の162.5」に改めます。

加えて、本年6月議会議員の期末手当につきましても、議案第3号及び議案第4号の説明と同様の特例措置を定めます。令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減額する等の特例措置です。

施行日は公布の日です。

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第5号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

改正本文は先程、御説明したものと重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

事務局、名簿を配布してください。

（資料配付）

---

議長（森田 瞳） それでは日程第11「常任委員会委員の選任について」、議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は議員定数と同じであります。安堵町議会委員会条例第7条第4項により、お手元にお配りいたしました名簿のとおり全議員を両常任委員会委員として指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、お配りいたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第１２「議会運営委員会委員の選任について」、議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきまして、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お配りいたしました名簿のとおり松田勝議員、増井敬史議員、山岡敏議員、浅野勉議員、大星成司議員、以上５名を選任することに決定いたしました。

各委員会の正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

-----  
休 憩（午前１１時２６分）

再 開（午前１１時３２分）  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会の正副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会の委員長は大星成司議員、副委員長は増井敬史議員。

文教厚生常任委員会の委員長は松田勝議員、副委員長は三浦博議員。

議会運営委員会の委員長は山岡敏議員、副委員長は浅野勉議員。

以上です。

---

議長（森田 瞳） 日程第１３「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

議会運営委員長から、安堵町議会会議規則第６９条の規定により、議会運営に関する事項に

ついて、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 最後に、まほろば環境衛生組合議員について議長報告をします。

当該組合議会の議員は、各町の議長及び選出議員をもって充てると規定されております。

この度、当議会を代表する選出議員として、引き続き大星成司議員に務めていただくことに決定したことの御報告をいたします。

なお、大星議員とともに、本日をもって議長となりました私、森田も当該組合議会の議員となります。

---

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和4年第1回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

---

閉 会

午前11時35分

---